

(別紙様式4)

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
洪水予測システム外借入及び保守(単価契約)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	株式会社岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、賃貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	1,964,790	1,964,790	100.00%	-	単価契約
令和4年度定期刊行物 北海道通信	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	8430001022158	・会計法第29条の3第4項 ・再販売価格が維持され、供給元がーの場合における出版元等からの書籍の購入のため。	1,944,000	1,944,000	100.00%	-	
琴平～茂島間 水質外資料作成	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西5丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	12,474,000	11,998,694	96.18%	-	
琴平～茂島間 動物環境外資料作成	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西5丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	11,319,000	10,988,894	97.08%	-	
旭川開発建設部管内 道路気象情報提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	13,200,000	13,200,000	100.00%	-	
旭川開発建設部管内 洪水予測システム情報外提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	11,011,000	11,000,000	99.90%	-	
官報公告等掲載	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	6010405003434	・会計法第29条の3第4項 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,216,456	2,216,456	100.00%	-	単価契約
名寄農業開発事業所車庫賃貸借(再リース)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	大野土建株式会社 北海道士別市大通西1丁目5番地	9450001007239	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において事業完了予定年度までの複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結してきた車庫について、事業完了予定の延長に伴い、引き続き使用する必要があるため。経済比較の結果、再リースが安価となることから、供給者がーに特定されるものである。	1,056,000	1,056,000	100.00%	-	
敷地賃貸借(富良野地域農業開発事業所)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	富良野市 北海道富良野市弥生町1番1号	9000020012297	・会計法第29条の3第4項 ・当部では、富良野地域農業開発事業所庁舎敷地として、富良野市から土地を借受しているところであるが、事業遂行のため引き続き庁舎敷地を確保する必要があり、契約の相手方がーに限定されるものである。	1,909,179	1,909,179	100.00%	-	
士別河川防災ステーション等維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、河川管理者北海道開発局長と士別市長がそれぞれ部分所有する防災ステーション及び防災ステーションに河川管理者が設置した河川管理施設等を洪水時等に水防活動、緊急復旧活動拠点として使用し、又は平常時に河川事業の啓蒙及び一般利用者の安全な使用に供するため、平成18年4月に維持管理運営に係る業務の内容等について必要な事項を定めており、河川法第99条に基づき士別市に委託して業務の円滑な実施を図る必要があるため。	9,254,593	9,254,593	100.00%	-	
十勝岳火山砂防情報センター維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	美瑛町 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	8000020014591	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、当該情報センターが十勝岳火山情報の提供基地として機能を保持し、砂防事業の必要性について広く一般に啓蒙する施設として機能させるため、平成4年10月に維持管理方法などについて定めており、当該情報センターのある美瑛町に委託して安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	7,161,000	7,161,000	100.00%	-	
名寄融雪溝維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	名寄市 名寄市大通南1丁目1番地	4000020012211	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号の名寄融雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成11年12月に地元自治体の名寄市と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、名寄市に委託して融雪溝利用の業務の円滑な実施を図る必要があるため。	17,517,100	17,517,100	100.00%	-	
旭川市中央地区流雪溝共用施設維持管理業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川市中央地区における流雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成7年2月に地元自治体の旭川市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、旭川市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	12,765,923	12,765,923	100.00%	-	
下川流雪溝共用施設維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	下川町 上川郡下川町幸町63番地	9000020014681	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道239号を含む道路等における下川流雪溝の公共性及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成14年4月に地元自治体の下川町外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、下川町に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	8,432,979	8,432,979	100.00%	-	
士別市流雪溝共用施設維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号を含む道路等の士別市街に設置された流雪溝の公共性及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成7年9月に地元自治体の士別市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、士別市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	19,081,831	19,081,831	100.00%	-	
雪堆積場に関する協定に係る負担金	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川道路事務所管内の旭川市内における雪堆積場解体等を行うため、旭川市が設けた雪堆積場に関する協定により、旭川市に投雪量に応じた費用を負担する必要があるため。	17,924,551	17,924,551	100.00%	-	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和4年度比布JCTの雪氷対策作業に関する受委託契約	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月1日	東日本高速道路(株) 札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	901000109516	・会計法第29条の3第4項 ・本契約は、平成29年9月7日に締結した「高規格幹線道路旭川・紋別自動車道と北海道縦貫自動車道 函館名寄線との連結に伴う管理等に関する細目協定」(以下「細目協定」という。)第5条に基づき行うものである。 細目協定では、北海道開発局長が管理する比布JCTのオフランプ(ランプ及びDランプ)における路面の除雪作業、凍結防止剤散布作業その他の雪氷対策に関する作業(以下「雪氷対策作業」という。)について、東日本高速道路株式会社北海道支社長に委託し、東日本高速道路株式会社北海道支社長は雪氷対策作業を行うものとしており、雪氷対策作業を行う場合の費用については北海道開発局長が負担するものとしている。 また、雪氷対策作業の受委託にあたり、旭川開発建設部長と東日本高速道路株式会社北海道支社長は、事業年度ごとに、別途、受委託契約を締結するものとしている。	1,339,471	1,339,471	100.00%	-	
音威子府バイパス建設事業に関わる自然環境監視	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月7日	特定非営利活動法人ECOの声 北海道中川郡中川町宇中川417番地	1450005002508	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要なら優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	3,663,000	3,510,289	95.83%	-	
旭川開発建設部 危機管理演習運営	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年4月7日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東1丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要なら優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	10,803,468	10,780,000	99.78%	-	
国営大雪山東川第一及び国営大雪山東川第二土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年5月11日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業大雪山東川第一地区及び大雪山東川第二地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	43,417,500	43,417,500	100.00%	-	
国営北野土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年5月11日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業北野地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	39,385,100	39,385,100	100.00%	-	
国営旭東東神楽土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年5月17日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東東神楽地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	8,175,500	8,175,500	100.00%	-	
国営旭東土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年5月17日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	33,925,400	33,925,400	100.00%	-	
国営愛別土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年5月17日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業愛別地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	41,819,600	41,819,600	100.00%	-	
北野地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月1日	鷹栖町 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	1000020014524	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「北野地区」における、農地の集積状況、作物作付状況、担い手の経営状況等について、調査及び整理を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、農業者及び農地の地番、地積、権利関係、農地所得等の特定の情報が不可欠である。 鷹栖町は、農地基本台帳等をもとに、当該地域の地番、地積、権利関係、経営状況等の情報把握している唯一の機関である。	4,972,400	4,972,400	100.00%	-	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企図競争又は公費)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
愛別地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月6日	愛別町 上川郡愛別町字本町179番地	8000020014567	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「愛別地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(水道、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が、必ず開示不可欠である。 ・愛別町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに地番、地積、権利関係等の情報について把握している唯一の機関である。	4,959,900	4,959,900	100.00%	-	
旭東地区 東神楽地域事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月6日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番1号	1000020014532	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、市道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が、必ず開示不可欠である。 ・東神楽町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の機関である。	2,999,000	2,999,000	100.00%	-	
大雪東川第二地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月10日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有者等の権利関係等について整理を行わなければならない。 ・上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,910,400	4,910,400	100.00%	-	
大雪東川第一地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月10日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「大雪東川第一地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有者等の権利関係等について整理を行わなければならない。 ・上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,871,900	4,871,900	100.00%	-	
北野地区 施設管理調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月14日	大雪土地改良区 旭川市東鷹橋4条5丁目639番地の130	1700150033843	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする受益者の権利移動、課賦金状況の再整理等を行うものである。 ・上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する大雪土地改良区が唯一の機関である。	4,814,700	4,814,700	100.00%	-	
旭東地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月21日	旭川土地改良区 旭川市西神楽1線18号390番地2	4700150033997	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有者等の権利関係等について整理を行わなければならない。 ・上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する旭川土地改良区が唯一の機関である。	4,998,900	4,998,900	100.00%	-	
旭東地区 旭川地域事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月21日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、市道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が、必ず開示不可欠である。 ・旭川市は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の機関である。	4,991,900	4,991,900	100.00%	-	
大雪東川第二地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月27日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第二地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が、必ず開示不可欠である。 ・東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	3,453,000	3,453,000	100.00%	-	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
大雷東川第一地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月27日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雷東川第一地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せて、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が、必要不可欠である。 ・東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	2,717,000	2,717,000	100.00%	-	
富良野南富地区外2地域 営農状況調査委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月27日	ふらの農業協同組合 富良野市朝日町3番1号	3450005002233	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営農地再編整備事業地区調査(富良野南富地区)及び地域整備方向検討調査(富良野山部地域、富良野丘地域)において、営農改善方向策定のため、計画推進に向けた意見交換会を行うとともに、作物別作付状況を把握するものである。また、富良野南富地区においては、土地改良事業による経営改善比較の基礎とするため、現況経営状況を把握するものである。 ・委託業務の履行にあたっては、地域における各農業者の作物別作付状況に係る情報を把握していることが必要不可欠である。 ・ふらの農業協同組合は、調査対象地域の農業者を組合員とし、各農業者の作付面積及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む経営計画書を保有、管理している唯一の期間である。	1,399,000	1,399,000	100.00%	-	
共栄近文二期地区 受益状況調査委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年6月28日	大雷土地改良区 旭川市東鷹栖4条5丁目639番地の130	1700150033843	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営かんがい排水事業「共栄近文二期地区」の円滑な事業推進を図るため、賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を用いて、受益者権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行い、事業管理の基礎資料とするものである。 ・業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 ・上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する大雷土地改良区が唯一の機関である。	1,498,700	1,498,700	100.00%	-	
旭東東神楽地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月1日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	1000020014532	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進を図るため、翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、関係する受益者との調整等を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、関係する受益者の情報を有していることに加え、区画整理の設計に必要な施設情報が必要不可欠である。 ・東神楽町は、関係受益者を把握するため、個人情報を含む農地基本台帳の情報を収集することができることや、地域の施設情報(水道、道路等)を有していることから、本業務を遂行することのできる唯一の機関である。	4,799,000	4,799,000	100.00%	-	
旭東東神楽地区外1地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月4日	東神楽農業協同組合 上川郡東神楽町北1条東1丁目2番1号	2450005000452	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編事業「旭東東神楽地区」ならびに「極東地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和4年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和4年度における旭東東神楽地区外1地区の営農実態調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、東神楽地域全体の作付けを把握しうるとして、工事施工に伴う各落着の作付調整・受益者調整等を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が必要不可欠である。 ・東神楽農業協同組合は、地区内農業者の作付計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	4,493,500	4,493,500	100.00%	-	
旭東東神楽地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月7日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び賦課金状況の調査、工事設計要望及び工事内容の確認を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 ・上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係のある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,898,300	4,898,300	100.00%	-	
富良野南富地区 山部区域換地計画調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月15日	富良野市 富良野市弥生町1番1号	9000020012297	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、富良野南富地区の換地計画策定の基礎資料とするため、富良野市山部区域において換地計画従前地調査及び計画推進調査を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、換地設計基準(案)の基礎となる換地計画従前地調査において、農地の地番、地積、権利関係等の地積に係る特定の情報が必要不可欠である。 ・富良野市は当該区域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	5,497,000	5,497,000	100.00%	-	

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
富良野南富地区 金山区域換地計画調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月21日	南富良野町 空知郡南富良野町字幾寅	3000020014621	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、富良野南富地区の換地計画策定の基礎資料とするため、南富良野町金山区域において換地計画従前地調査及び計画推進調査を行うものである。 ・本委託業務の履行にあたっては、換地設計基準(案)の基礎となる換地計画従前地調査において、農地の地番、地積、権利関係等の地積に係る特定の情報が不可欠である。 ・南富良野町は当該区域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	2,495,000	2,495,000	100.00%	-	
大雪東川第二地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月25日	東川町農業協同組合 上川郡東川町西町1丁目5番1号	4450005000450	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和4年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和4年度における大雪東川第二地区の営農実態調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、東川地域全体の作付けを把握したうえで、工事施工に伴う各集落毎の作付け調整、受益者調整等を行うため、地域の作付け状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が不可欠である。 ・東川町農業協同組合は、地区内農業者の作付け計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一機関である。	2,106,500	2,106,500	100.00%	-	
大雪東川第一地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年7月25日	東川町農業協同組合 上川郡東川町西町1丁目5番1号	4450005000450	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編事業「大雪東川第一地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和4年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和4年度における大雪東川第二地区の営農実態調査を行うものである。 ・業務の履行にあたっては、東川地域全体の作付けを把握したうえで、工事施工に伴う各集落毎の作付け調整、受益者調整等を行うため、地域の作付け状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が不可欠である。 ・東川町農業協同組合は、地区内農業者の作付け計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一機関である。	2,004,200	2,004,200	100.00%	-	
気象変動後の流量発生分布を考慮した砂州の波高増大・固定化リスクの評価手法の提案	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年9月7日	国立大学法人広島大学 広島県東広島市鏡山1丁目3番2号	12400050004054	・会計法第29条の3第4項 ・当該研究は、国土交通省が実施した「令和4年度河川砂防技術研究開発公募提案型課題の審査結果」に基づき委託研究契約を締結するものである。 ・「河川砂防技術研究開発公募」は、産学のもつ先進的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的として創設されたものである。 ・「河川砂防技術研究開発公募河川技術部門河川技術・流域管理分野提案型課題」にて、有識者で構成される河川技術評価委員会による地域課題の新規課題の採択審査において、「気象変動後の流量発生分布を考慮した砂州の波高増大・固定化リスクの評価手法の提案」について令和4年度の新規課題として審査結果が決定されたものである。 よって、本委託は、審議会等により委託先が決定されたものとの委託契約に該当するの随意契約するものである。	1,998,000	1,998,000	100.00%	-	
士別道路事務所 名寄北管理ステーション低濃度PCB廃棄物処分	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年9月8日	JX金属苫小牧ケミカル株式会社 苫小牧市宇勇弘152番地	8430001053450	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、「一般国連40号 名寄市 名寄大橋補修工事」にて発生した低濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含むたばこ灰付金属について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律65号)に基づき、廃棄物処分を行うものである。 PCBを含んだ塗料付金属の処分にあたっては、環境省が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」で、PCB廃棄物保管事業者自らまたは日本環境安全事業(株)(旧環境事業団)もしくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して適正に処分しなければならないとされている。 本業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条4の4第1項に基づき環境省より無害化処理認定を受けた道内唯一の事業者である「JX金属苫小牧ケミカル株式会社」を契約相手とするものである。	2,861,100	2,861,100	100.00%	-	
函岳レーダ観測機能復旧	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年9月22日	下村電気株式会社 旭川市5条通16丁目左8号	5450001001402	・会計法第29条の3第4項 ・函岳レーダが雷害と思われる障害により停止したため、4月4日にスノーモービルで山頂設備を調査した結果、受信設備の障害が確認された。レーダ設備は防災対策上特に重要な設備に位置付けられているが、現在、帯広開発建設部の霧裏山レーダ(機器更新に伴う停止)、札幌開発建設部のピンネンレーダ(機器故障に伴う停止)の観測が停止しており、函岳レーダを早急に復旧しないと防災対策に支障が生じる。 そのため、本格的な出水期前に観測を開始する必要があり、山頂まで除雪し給油による発電機でのレーダ再稼働を行う必要があることから、発電機への燃料供給体制を確立し観測機能の復旧を早急に行いたい。 当該業者は、4月4日の障害状況の調査及び通常時において当該設備点検を実施している会社であり、レーダ設備の特性を十分に熟知して最も迅速で適切に緊急対応が可能な体制を有していることから随意契約を行うものである。	19,506,960	19,506,960	100.00%	-	

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
函岳レーダ雨量観測所 山頂引込盤復旧	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年9月22日	株式会社日照電機製作所 札幌市東区北五珠5条4丁目732番地50	3430001012774	・会計法第29条の3第4項 ・函岳レーダが雷害と思われる障害により停止したため、4月4日にスノーモービルで山頂設備を調査した結果、受信設備の引込盤内の焼損が確認された。レーダ設備は防災対策上特に重要な設備に位置付けされており、別途、応急的に発電機運転での再稼働を進めている。 しかし、発電機運転でレーダ観測が復旧しても、発電機が故障した場合にレーダ観測ができなくなってしまったため、故障した発電設備の引込盤も復旧を並行して進める必要があるが、引込盤内の焼損した分路リブレットは製作期間が4ヶ月かかるため、通常の入札契約では復旧が遅くなり防災対策に支障が生じる。そのため、障害機器の復旧を早急に行いたい。 当該業者は、焼損した引込盤の製作会社であり、最も迅速で適切に緊急対応が可能な体制を有していることから随意契約を行うものである。	4,972,000	4,972,000	100.00%	-	
旭川地区清流雪用水導入施設等操作委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年11月8日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川市内の基北川を利用して地域の雪処理を行うための清流雪施設の公的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成14年10月に地元自治体(旭川市)と関係河川管理者とで施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、旭川市に委託して清流雪施設の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	6,041,864	6,041,864	100.00%	-	
一般国道452号 美瑛町 台ノ下山モノレール賃借	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年11月18日	株式会社ヤマコウ工業 北広島市中央2丁目1番地2	4430001033679	・会計法第29条の3第4項 ・本件は、「令和4年度施行 一般国道452号 美瑛町 台ノ下山改良工事(以下「①工事」という。)」で賃借されている仮設材(モノレール「リース材」)について、①工事の完了後から、突如工事「令和5年度で発注予定工事(以下「②工事」という。))において賃借契約開始までの期間に係る賃借費用について、これを別途契約するものである。 台ノ下山トンネル起点側坑口の脆弱な地質の一部区間のトンネル掘削をする前までに、坑口補強の対策を実施する必要があり、補強対策実施箇所へ工事用道路の間を工事期間中モノレールで資材等搬入搬出する必要がある。 当該工事箇所は、急傾斜地かつ冬期間は多積雪であることから冬期間(11月上旬～4月下旬)の施工が出来なく、施工期間が限定され、かつ、トンネル坑口補強対策工に必要な施工期間を確保し、限られた施工期間において効率的に施工できるように、モノレール設置及び撤去を行わず対策完了まで賃借する施工計画とする必要がある。 トンネル坑口の補強に複数年要すること、厳しい環境下で、年間のうち限られた期間で効率的な施工を進めるため、①工事にて設置したモノレールをトンネル坑口補強対策工事が完了するまでの期間、賃借契約を行う必要がある。 以上のことから、モノレールは、所有者である株式会社ヤマコウ工業と賃借契約を締結する以外に方法がないものと判断し、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約に該当することから随意契約するものである。	1,601,988	1,601,985	99.99%	-	
一般国道40号 清水橋光ケーブル復旧	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年11月25日	電通設備株式会社 北海道札幌市中央区南十四条西1丁目1番8号	6430001010949	・会計法第29条の3第4項 ・8月9日の道路維持の点検により、一般国道40号美瑛町清水橋に添架されている情報ボックス用のフルボックスが脱落しているのが確認された。 情報ボックス内には光ケーブルが敷設されており、光ケーブルは映像及びデータ転送に必要な重要な施設であり、早急に復旧しないと道路維持管理に支障が生じる。また、当該箇所は、光ケーブルの芯線を民間開放により貸し出し中の区間でもある。 そのため、情報ボックスを復旧(別途、道路事務所施工)させなければならないが、その前に情報ボックス内の光ケーブルの仮移設を行い、情報ボックス復旧後、情報ボックス内の光ケーブル敷設を計画した。 当該業者は、8月10日の障害状況の調査及び通常時において当該設備点検を実施している会社であり、最も迅速で適切に緊急対応が可能な体制を有していることから随意契約するものである。	2,926,000	2,926,000	100.00%	-	
旭川市下水処理センター融雪施設の使用に関する協定	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和4年12月1日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・管内の除排雪業務により生じた雪の融雪処理を行うため、旭川市が管理する西部融雪槽の使用に関する協定により、排雪量に応じた費用を負担する必要があるため。	1,078,735	1,078,735	100.00%	-	
富良野道路事務所 高濃度PCB廃棄物処分	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年1月11日	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14番地7	2010401053420	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、富良野道路事務所にて保管している高濃度PCB廃棄物(水銀灯用安定型トランプ缶(総重量335.5kg))について、「(り)塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」(平成13年法律65号)に基づき、処分を行うものである。 高濃度PCB廃棄物のうち安定器及び汚染物等の処分にあたっては、環境省が定めた「(り)塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州事業及び北海道事業にて処理を行うものとしており、北海道は北海道事業の対象地域とされていることから、当該業者を契約の相手方として選定するものである。	14,645,400	14,630,000	99.89%	-	
上川管理ステーション 無停電電源装置蓄電池交換	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年1月30日	株式会社クマザキ電工 北海道旭川市緑町13丁目2685番地の33	8450001001060	・会計法第29条の3第4項 ・12月22日未明からの暴風雪に伴い、12月23日1時8分上川管理ステーション等で停電が発生した。停電発生時に発電機が起動するまで設備へ電気を供給するための無停電電源装置の蓄電池が劣化により、供給力不足が生じて設備停電が発生し監視や制御が一時的に不能となった。 上川管理ステーションは旭川紋別自動車道の遮断機の制御を含む管理を行っており、停電発生時に操作ができないと道路維持管理に支障が生じる。 そのため、停電時に設備が停止しないように早急に無停電電源装置の蓄電池交換を行った。 当該業者は、12月23日の障害状況の調査及び通常時において当該設備点検を実施している会社であり、最も迅速で適切に緊急対応が可能な体制を有していることから、随意契約を行うものである。	10,120,000	10,120,000	100.00%	-	

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
愛別雪氷基地水溶液ポンプ修理	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和5年3月2日	有限会社 鈴木組 上川郡上川町本町57番地2	1450002003079	・会計法第29条の3第4項 ・愛別雪氷基地に設置されている水溶液ポンプは、冬期間における路面凍結防止のため、凍結防止剤に水溶液を混合させるための設備であるが、故障のため使用不可となった。 凍結防止剤散布区間においては3月下旬頃まで路面凍結が見込まれ、緊急修繕を行わなければ道路維持管理に支障が生じる。 当該業者は、当該設備の修繕等に精通し、最も迅速で適切な対応ができる者であることから、随意契約を行うものである。	1,430,000	1,430,000	100.00%	-	